

公益財団法人宮崎県産業振興機構賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県産業振興機構定款第46条に規定する賛助会員について必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下、「機構」という。）の事業を賛助するために賛助会費を納付した者を賛助会員とする。

- 2 賛助会費は1口1万円とする。ただし、理事長は入会初年度の賛助会費の額を別に定めることができる。
- 3 理事長は、賛助会員名簿を作成し、賛助会員を登録しておかなければならない。

(特典の付与)

第3条 理事長は、賛助会員に対し、特典を付与することができる。

附則 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年11月8日から施行する。

附則 この規程は、平成26年6月12日から施行する。

附則 この規程は、平成28年9月30日から施行する。

附則 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月5日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月3日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。